

ヲ決定シ今日社長ニ會見シ本業ニテ容レラレヌレハ罷業ニ於
ノ止ムナキ状態ナルヲ以テ社長ノ人格ニ信頼シ解決ヲ頼トタシ
ト懇願スル處アリタルニ對シ社長ハ回答シ保留シテ會見ヲ了シ
タルノ會社側ニアリテハ協議ノ結果經營上ヨリスレハ職工側ノ
第二案ニ對シ諸君認シ得サルニ言集ニツリタルモ職工側カ本構
類ニ對スル態度ノ真摯ナルト生活ノ苦悩ヲ考慮シ結局之ヲ接
認スルコトハシテ本月一日コノ旨職工側ニ通シタル為職工側モ
今後一層熱心ニ就業シテ生産ヲ増進セシメ且工場消耗品等々出
來得ル限リ節約スルコトヲ誓ヒ別記条件ニヨリ圓滿解決スルニ
至レリ

進テ解決ニ関スル實書交換ハ會社後東ノ慣習ニヨリ行ハス會
社ノ記録トシテ存スルコトハセリ
右及申(道)報候也

別記

現今ノ經濟的難局ニ際會シ會社ハ従業員一同ノ敬意ヲ込メテ互議協議ヲ遂ケ
テ左記ノ通貨金値下ノ件ヲ決定セリ

- (イ) 役付手當ヲ廢止スルコト
- (ロ) 俸次並ニ期末皆勤賞其ヲ廢止スルコト
- (ハ) 二割五分加給ヲ廢止シテ之ニ代フルニ左記ノ比率ニヨリ生活費補助ヲ支給
スルコト

月給二円以下ノ者 支給割合ニ割五分

今 三月五十錢ノモノ 五分

日給中間ノモノ右ニ英ニ道銀比シテ定ム

圖参照(圖面見ス)

右ノ定メ昭和五年八月十五日ノ期定ヨリ実施ス

昭和五年八月一日